平成２２年（フ）第７５号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ122号
債務者　徳丸　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
新潟県新潟市西区坂井1001番地
債務者　鈴木　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
新潟市東区はなみずき２丁目11番25号　シンフォニー・マツバラ201号、前住所新潟県新発田市上今泉甲522番地
債務者　中野　圭悟
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４３号
横浜市戸塚区平戸１丁目21番22号
債務者　榎本　悠希
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１０号
横浜市港北区綱島西２丁目13番13号　ソフィア102号室
債務者　青木　裕美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８４号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目25番地１　ロイヤルハイツ101号室
債務者　溝江かおる（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９０号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢894番地
債務者　坪川　真吾
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１２号
横浜市中区黄金町１丁目４番地１　クリオ黄金町参番館701号室
債務者　青田順姫こと　姜　　順姫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２１号
神奈川県藤沢市用田2220番地　リバーグリーン102
債務者　佐野　　功
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２２号
神奈川県藤沢市用田2220番地　リバーグリーン102
債務者　佐野　友美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５５号
横浜市南区別所４丁目13番29号
債務者　纓田友理子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１３号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町122番地13　フローラルシティー102号
債務者　関口　和美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
岡山県津山市小田中1441番地２
債務者　春口　洋一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４２号
秋田県横手市大雄字一ノ関47番地３
債務者　高橋　淳司
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２８１号
川崎市川崎区池上新町２丁目18番４号　ミッキーハウス202、前住所川崎市川崎区桜本２丁目33番６号　コーポ・エン102
債務者　三浦　宏之
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係